

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年1月号

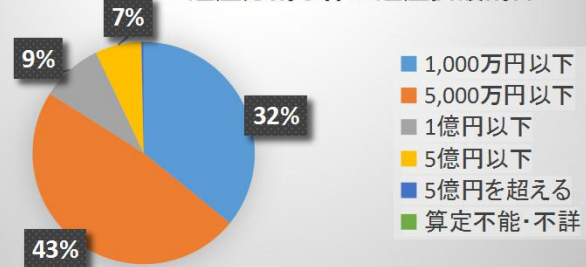
★そもそも相続とは

『相続』とは、亡くなった人の財産を引き継ぐことです。親から子へ、子から孫へと財産を引き継ぎ家族の暮らしを守る大切な儀式と考えます。しかし、相続を円滑に進めるには、さまざまなルールを踏まえ、必要な手続き等をその期限までに一つずつ行わなければなりません。相続という儀式は人生でそう何回も経験するものではありませんので、戸惑うことも多く、予想以上に時間や手間がかかってしまったり、思いもよらない事態を被ってしまうこともあります。また、些細な問題で家族間でのもめごとに発展してしまうこともあります。

平成29年最新の統計では、家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件のうち遺産の価額が1千万円以上5千万円以下の事例で43.3%を占めています。1千万円以下の事例だけでも32.2%です。ほぼ、相続税の納付を要しないレベルの事例で75%超となっており、揉め事は遺産価額の大小ではないと感じます。実際のご相談でも、相続財産は主に

自宅だけという案件は多いように感じます。分割不能な財産になりますので、慎重な対応が必要です。できれば親御さんの生前にご家族でしっかりとお話されることが重要だと考えます。些細な感情のすれ違いから大きなもめごとに発展しかねません。まずは相続の手続きを時系列に確認してみましょう。家族は死亡後(相続の開始)7日以内に、その『被相続人』の住所地の役所に死亡届を提出しなければなりません。そのほか、年金の受給停止や健康保険の資格喪失届けなど、死亡の連絡をすべき手続きはたくさんあります。

遺産分割事件の遺産価額割合



被相続人死亡後(相続の開始)の手続き

《3ヶ月以内》

○遺言書の有無を確認する

⇒自筆の遺言書があれば、家庭裁判所で検認を受ける必要があります。

○相続人を調べて確定する

⇒相続人を確定するためには、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本(原戸籍)を取り寄せる必要があります。

○遺産(相続財産)を調べる

⇒負の財産(借金)や生前贈与の有無も含め、どのような財産がどれだけあるのか詳しく調べる。状況に応じて相続の放棄または限定承認などの手続きを行う。

《4ヶ月以内》

○被相続人の準確定申告

⇒被相続人の1月1日～死亡した日までの所得税の精算をしなければなりません。

《10ヶ月以内》

○相続税の申告と納付

⇒相続税の申告が必要な場合は相続税評価額で課税遺産総額を求め、申告書を作成し申告納税する必要があります。

★1月号では、まず最初に確認しなければならない、遺言書について解説してみたいと思います。自筆証書遺言については相続法の改正が2019年に予定されています。その改正についても触れてみたいと思います。

★遺言書の効力

遺産を相続することが決まったら、相続人の間でどのように分けるかが問題になります。

遺産の分け方には、遺言による分割と、相続人全員での協議による遺産分割協議の2つの方法がありますが、遺言書が存在する場合はその内容が優先されます。しかし、相続人全員の同意がある場合については、遺産分割協議によることもできます。

★遺言執行者

遺言執行者とは、遺言書に記載された内容を、確実に実現させる役割を任された人となります。遺言執行者が選任されていなくても遺産分割は可能ですが、分割手続きをスムーズかつ公平に行うためにも、遺言書において遺言執行者を指定することが一般的です。遺言執行者は相続人の中から選定する方法と、弁護士や司法書士などの専門家に依頼する方法があります。

★遺言書の種類

遺言書には『自筆証書遺言』・『公正証書遺言』・『秘密証書遺言』の3種類がありますが、一般的には、『自筆証書遺言』又は『公正証書遺言』のどちらかになります。

○自筆証書遺言○

自筆証書遺言とは、遺言者がその全文、日付、氏名を自署しこれに捺印する方式です。ワープロ等の使用は無効となり、捺印は実印が望ましいとされています。自筆証書遺言の場合は、発見したままの状態、家庭裁判所で検認をうけなければなりません。検認とは、その遺言書が被相続人によって作成されたものであることを確認し、その内容を認定するための手続きとして、偽造・変造などを防止するためのものであり、書かれた内容が適正かどうかを判断するものではありません。

○公正証書遺言○

公正証書遺言とは、二人以上の証人の立会いにより遺言者がその趣旨を口述し公証人が作成します。原本は公証人役場で保管されますので、問い合わせればその有無を確認することが可能です。また作成の際、病気等で公証人役場に出向くことが出来ない場合などには、公証人が出張してくれます。公正証書遺言には、家庭裁判所での検認は必要ありません。相続人が確認しその内容での分割を承認すれば、すぐに遺言内容に沿って遺産を分割することができます。

★自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言に添付する財産目録については、手書きでなくても良いこととされました。ワープロ等での作成が可能となります。【2019年1月13日施行】
⇒これにより、刻々と変動する財産額の差換えが簡単にできるようになります。

★法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

法務局に自筆証書遺言書の保管申請が可能となりました。【2020年7月10日施行】
⇒保管申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を所轄する遺言書保管所に対してすることができます。保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となり、遺言保管所において遺言書を読覧することもできます。

～今月の山便り～

あけまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。紙面の都合上ここでのご挨拶となつてしまいました(笑)今月の山便りは先月にひき続き槍ヶ岳です。お正月ですので日の出の写真を取り上げてみました。お察しのとおり雪がありませんので、初日の出ではありません・・・すみません・・・槍ヶ岳肩の小屋、早朝のショットです。よく見ると槍の穂先を登山者が列をなしています！夏の登頂待ち時間は“はんば無い”みたいです。高1山岳部時代の思い出は早朝に全盲の登山者が穂先を登頂されていました!!今のように梯子は完全に整備されてなく頂上直下ではほんとにちびりそうでした。まだ高所恐怖症が抜けきれていない頃の思い出です。

